

令和2年度農林関係税制改正の主な概要について

令和2年4月
全国農業会議所

・令和2年度農林関係税制改正の概要について

1. 認定新規就農者が一定の貸付けを受けて機械装置等を取得した場合の課税標準の特例措置の創設（固定資産税）

○人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定新規就農者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る課税標準の特例措置の創設

仕組み

対象者 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等
認定新規就農者に貸すことが条件

対象物

- ・機械及び装置（上限取得価格:1台又は1基当たり330万以下）
（下限取得価格:1台又は1基当たり30万以上）
- ・器具及び備品(ビニールハウスなど)、建築付属備品
（上限取得価格:1台又は1基当たり600万以下）
（下限取得価格:1台又は1基当たり30万以上）
- ・構築物(耐候性ハウス・畜舎など)
（上限取得価格:1台又は1基当たり2,000万以下）
（下限取得価格:1台又は1基当たり30万以上）

減税期間 5年間（青年等就農計画と一致）

減税効果 課税標準の1/3を控除

取得原資 限定なし

2. 農業経営基盤強化準備金制度の1年延長（所得税・法人税）

- 農業経営基盤強化準備金制度（認定農業者等が経営所得安定対策等の交付金を準備金として積立てた場合、積立分を必要経費（損金）参入。交付金及び準備金で農業用機械等を取得した場合、圧縮記帳が可能）の適用期限を1年延長

経営所得安定対策等（畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策、水田活用の直接支払交付金）

3. 農林漁業用 A 重油等に対する石油石炭税の免税・還付措置の3年延長

（石油石炭税）

- 輸入・国産農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む)の免税・還付措置の適用期限を3年延長するとともに、農林漁業用軽油に係る石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の適用期限を3年延長

4. 肉用牛の売却による農業所得課税の特例措置の適用期限を 3 年延長

（所得税・法人税、個人住民税）

5. 農地中間管理機構へ貸付けた場合の農地の保有に係る課税の軽減措置の 2 年延長（固定資産税・都市計画税）

- 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置(貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等)について、対象となる農地の範囲を明確化（機構から借り受けた自己所有地を課税軽減の対象外とする）した上で、適用期限を2年延長。

6. 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

（所得税・住民税）

- 農業者年金について、加入可能年齢を 20 歳以上 65 歳未満とするとともに、受給開始時期を 70 歳以降も選択可能とする見直し。この見直しによっても、現行（農業者年金加入者（被保険者）が支払った保険料を社会保険料として、全額がその年の総所得金額から控除）の税制上の措置を適用。

7. 農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置の創設

（相続税・贈与税・不動産取得税） 国土交通省

- 農地内における一定規模(300㎡を想定)以上の開発行為等を原則不許可とする地区計画制度(居住環境と営農環境を一体で計画できる制度)を創設し、当該規制が適用される市街化区域内農地について以下の特例措置を適用。
 - ・ 相続税及び贈与税の納税猶予制度の特例適用（三大都市圏特定市）
 - ・ 不動産取得税の徴収猶予の特例適用（三大都市圏特定市）

・令和3年度農林関係税制改正等対策

税制改革の動きならびに組織要望の積み上げを踏まえ、以下の対応を図るものとする。

1. 税制改革に向けた対応

適用期限の切れる特例措置については、近年、従来のような単純延長要望による対応では厳しい情勢が続いている。

要望にあたっては、該当する特例措置の存続についての具体的な事例などを踏まえた要望であることが求められる。

2. 改正要望の積み上げ

6月22日(月)までに、都道府県農業会議を通じて市町村農業委員会からの組織的な改正要望の積み上げを行う。

3. 実態調査

必要に応じ、現場の実態把握調査等を行う。

4. 組織要望の決定

都道府県農業会議会長会議等において与党税制調査会への提出に向けた組織要望の対応を決定する。

5. 幅広い継続的な要望活動

12月上中旬が想定される令和3年度税制改正大綱の決定までの間、政府税制関係国会議員等に対して幅広い要請活動に取り組む。